

鳥取市中核市移行について

鳥取市

目 次

	ページ
1 鳥取市の現状	1
(1) 人口、産業の推移	1
(2) 地方分権の取り組み	2
1) 条例による事務処理特例による権限移譲	
2) 特例市の事務	
(3) 広域行政の取り組み	4
1) 鳥取県東部広域行政管理組合	
2) 鳥取・因幡定住自立圏	
2 地方自治法の改正	6
(1) 地方自治法改正の概要	6
(2) 中核市制度について	6
(3) 地方中枢拠点都市	8
3 中核市移行の目的と課題	10
(1) 中核市となる意義	10
(2) 中核市移行に伴い生じる課題とその対応	11
4 中核市移行に向けた推進体制	12
(1) 鳥取市中核市移行推進本部の設置	12
(2) 推進組織の整備	13
(3) 鳥取県との連携	13
5 中核市移行に向けた基本方針	14
(1) 地方分権の推進	14
(2) 相乗効果による市民サービスの向上	14
(3) 事務移譲の範囲	14
(4) 鳥取県東部4町に係る事務の扱い	14
(5) 事務調整の考え方	15
1) 財政の健全化の確保	
2) 職員定数の適正化	
3) 事務効率の確保・向上	
4) 施設・設備の抑制	
(6) 鳥取県との事務事業調整の手順	16
1) 移譲事務の分類	
2) 東部4町に係る事務への対応	

6	鳥取県及び先進地の視察結果	17
	(1) 鳥取県保健所	17
	1) 東部福祉保健事務所		
	2) 東部生活環境事務所		
	(2) 枚方市	21
	(3) 越谷市	23

1 鳥取市の現状

本市は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、江戸時代には鳥取藩池田家 32 万石の城下町として栄えました。

明治 22 年 10 月 1 日に市制を施行し、大正 12 年に富桑村を編入、昭和 7 年から昭和 12 年にかけて稲葉村をはじめとする周辺 4 村を編入、昭和 28 年には千代川左岸地域を中心に 15 村を編入、昭和 30 年に米里村、昭和 38 年に津ノ井村を編入し、県都として、また山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展してきました。

平成の市町村合併により、平成 16 年 11 月 1 日には県東部の 6 町 2 村と合併し、山陰地方で初めて 20 万都市となり、平成 17 年 10 月 1 日に特例市へ移行しました。さらに、平成 22 年 3 月 29 日には、本市と県東部 4 町による鳥取・因幡定住自立圏を形成し、山陰の発展をけん引する中核都市としての役割を担っています。

(1) 人口、産業の推移

合併後の現在の本市の面積は 765.66 km²であり、このうち中山間地域が約 9 割 (92%) (林野面積は約 7 割) を占めています。

平成 22 年の国勢調査による本市の人口は 197,449 人であり、平成 17 年国勢調査と比較して、2.1%減少しています。また、※平成 27 年には 2.6%減少すると推計されており、その 5 年後の平成 32 年には 5.6%減少するとされています。

(平成 26 年 9 月 1 日推計人口 193,499 人*)

一方、因幡圏域全体 (定住自立圏の圏域) では、1759.67 km²の総面積中の約 8 割を林野が占めています。

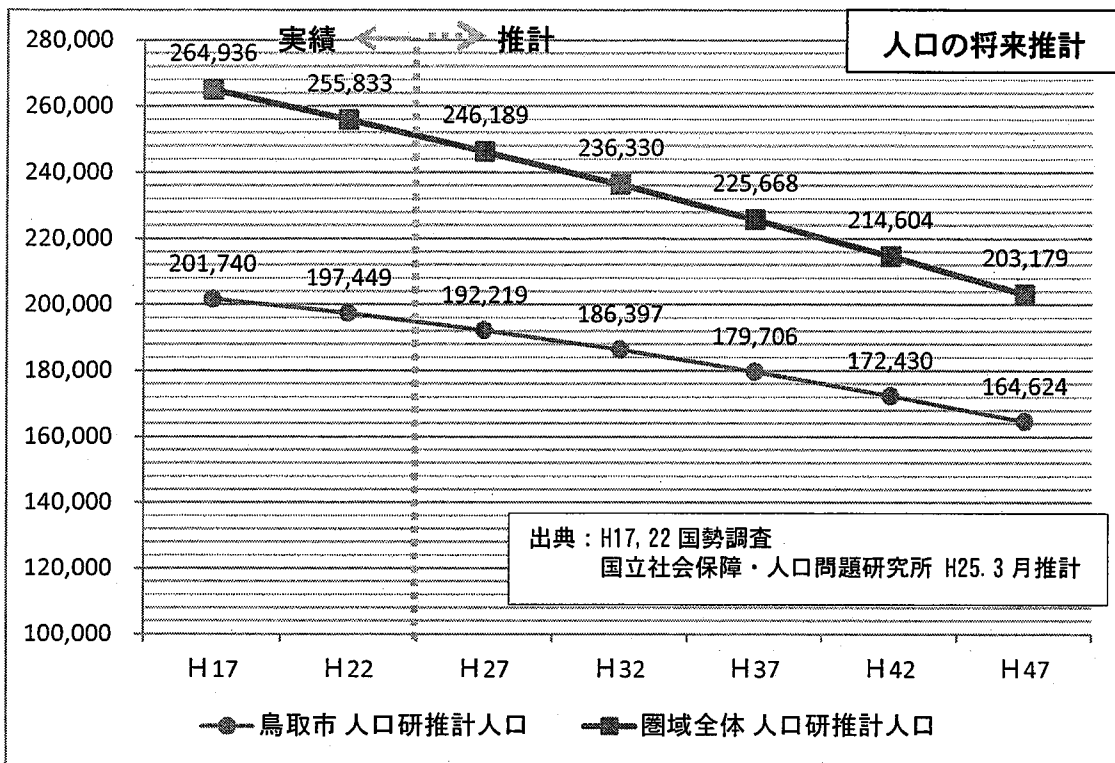
平成 22 年の国勢調査での圏域人口は 255,833 人であり、平成 17 年と比較して 3.4%減少しています。また、※平成 27 年には 3.8%減少すると推計されており、その 5 年後の平成 32 年には 7.6%減少するとされ、少子高齢化と人口減少が一層進展するものと予測されます。(平成 26 年 9 月 1 日推計人口 233,083 人*)

出典

※将来推計：国立社会保障・人口問題研究所 平成 25 年 3 月推計

*推計人口：鳥取県人口移動調査 市町村別推計人口及び人口動態

(国勢調査結果を基礎数値として、住民基本台帳による異動を集計したもの。)



本市は北に日本海、南に中国山地を有し、中国山地から千代川をはじめとした河川が流れる自然環境に恵まれた地域であり、このような清浄な環境の中、電気・電子産業が基幹産業として発展してきました。しかしながら、近年の不況による地域経済の伸び悩みや、円高による生産拠点の海外移転、国内事業の集約化、企業再編の中で、地域経済は依然として厳しい状況にあります。

この状況を打開すべく、鳥取自動車道をはじめとする高速道路の整備推進による交通アクセスの向上、全国でもトップクラスの優遇措置による支援、災害の影響が少ないことによるリスク分散の適地、などをセールスポイントに、本市への企業誘致を積極的に進めており、本市の地域資源を生かした食品関連、環境エネルギー分野、医療・医薬関連分野等、今後これらの分野の成長に期待が寄せられています。

(2) 地方分権の取り組み

地方分権改革は、平成5年6月に、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図ることを趣旨とした、国会における「地方分権の推進に関する決議」が行われスタートしました。その後、平成7年7月に「地方分権推進法」が、平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権推進一括法)が成立し、改革が具現化されました。(第1次地方分権改革)

平成 18 年 12 月には「地方分権改革推進法」が成立し、これに基づく地方分権改革推進委員会の勧告により、これまで第 1 次から第 4 次までの一括法が成立し、取組が進められています。

1) 条例による事務処理特例による権限移譲

平成 12 年に地方分権一括法の施行により事務処理の特例制度が創設され、条例によって県知事及び県教育委員会の権限を市町村に移譲することができるようになりました。

本市では、この制度を活用することにより、現在、25 法令等、13 条例・規則、42 項目（知事権限 61 事務、教育委員会権限 38 事務）の権限移譲を受けています。

2) 特例市の事務

平成 17 年 10 月の特例市移行に伴い、環境行政、都市計画・建設行政、産業・経済行政の分野で 26 法令に基づく 378 項目の事務が県から移譲されました。（主な事務は以下のとおりです）

◇環境行政分野
<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法関係※ ・騒音規制法関係 ・悪臭防止法関係 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係※ *一部、第 2 次一括法（平成 24 年 4 月～） ・振動規制法関係 ・土壌汚染対策法関係※ ・大気汚染法関係 *第 2 次一括法（平成 24 年 4 月～）
◇都市計画・建設行政分野
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規制法関係※ ・都市計画法関係※ ・都市開発法関係 ・土地区画整理法※ ・市民農園整備促進法関係 ・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律関係 ・被災市街地復興特別措置法関係 ・風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令関係 ・マンションの建て替えの円滑化等に関する法律関係 ・住宅地区改良法関係
◇産業・経済行政分野
<ul style="list-style-type: none"> ・計量法関係※

平成 23 年 8 月には地域主権戦略大綱の方針を受けて「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)が成立し、住民に最も身近な行政主体である市町村が、自主的かつ総合的に行政サービスを実施できるよう平成 24 年 4 月から一般市及び町村へ権限移譲が拡大されました。(「特例市の事務」表中※は特例市権能として残ったもの。)

(3) 広域行政の取り組み

1) 鳥取県東部広域行政管理組合

鳥取県東部広域行政管理組合は、本市と県東部の周辺 4 町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)とで組織された広域行政機構(自治法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合)で、広域的に処理することが経済効率・事務効率の観点から適当とされる、消防、ごみ処理、し尿処理などの事務を行ってきました。

構成市町：鳥取県東部の 1 市 4 町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

面積 1,518.67 km²

人口 239,829 人(平成 22 年国勢調査人口)

2) 鳥取・因幡定住自立圏

鳥取・因幡定住自立圏は、本市と県東部の 4 町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)とが、互いに補完・連携し、地域の個性や資源を結びつけることで、圏域の魅力を高めることを目的に、平成 22 年 3 月に「定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の 3 つの視点から圏域の魅力を高めるための取り組みを行っています。

平成 24 年 3 月には、兵庫県の新温泉町が参画し、現在は 1 市 5 町で鳥取・因幡定住自立圏を推進しています。

構成市町：鳥取県東部と兵庫県北部の 1 市 5 町

(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町)

面積 1,759.67 km²

人口 255,833 人(平成 22 年国勢調査人口)

鳥取市は、この定住自立圏の中心市として、国が定める「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、地域全体における人口定住のために、周辺自治体と連携し、圏域として必要な生活機能の確保において中心的な役割を担っています。

◆生活機能の強化	
医 療	自治体病院の連携 看護・医療系人材の育成確保
福 祉	福祉サービスの連携の促進
教 育	地域体験教育の推進
産業振興	圏域の観光・物産振興 山陰海岸ジオパーク構想の推進 鳥獣害対策の推進
環 境	地球温暖化防止対策の推進
◆結びつきやネットワークの強化	
地域公共交通	利便性の高い地域公共交通の構築 若桜鉄道の存続及び活性化
道路等の交通インフラの整備	高速道の整備
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	圏域の特産品の育成支援及び物流・販売システムの構築
地域内外の住民との交流・移住促進	都市と農村との交流等による中山間地域振興対策の推進
安心・安全のネットワークの強化	圏域内の災害支援
◆圏域マネジメント能力の強化	
中山間地域振興に係る民間人材の育成 圏域内市町職員の育成・職員交流	
○圏域の将来像	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で安心して暮らせる圏域 ・ 環境に優しい圏域 ・ 交流が盛んで賑わいのある圏域 ・ 若者に魅力ある圏域 ・ 自立した活力ある圏域 	

2 地方自治法の改正

平成 25 年 6 月 25 日、第 30 次地方制度調査会は「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を行いました。これを受けて、平成 26 年 5 月 23 日、中核市制度と特例市制度の統合（平成 27 年 4 月 1 日施行）、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等、地方自治法の一部改正が行われました。

(1) 地方自治法改正の概要

①中核市制度と特例市制度の統合

特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口 20 万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとなりました。

②新たな広域連携の制度の創設

ア「連携協約」制度の創設

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとなりました。

イ「事務の代替執行」制度の創設

普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとなりました。

(2) 中核市制度について

①中核市制度の趣旨

全国には、人口が数百人の村から 360 万人を超える市まで、1,718 の市町村（市 790、町 745、村 183。平成 26 年 4 月現在）がありますが、以前は政令指定都市を除き、ほとんど同じような事務権限を有していました。

政令指定都市以外の市で規模や能力が比較的大きい市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして地域行政を充実させることが重要であるとの認識から、平成 6 年度の地方自治法の改正により中核市の制度が創設されました。

制度創設時に 12 市であった中核市の数は、移行要件の緩和に伴って増加し、平成 26 年 4 月現在では 43 市（中国地方では倉敷市、福山市、下関市の 3 市）が指定を受けています。全国の中核市 43 市（平成 26 年 4 月 1 日現在）

旭川市 函館市 青森市 盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊田市 豊橋市 岡崎市 大津市 豊中市 高槻市 枚方市 東大阪市 姫路市 西宮市 尼崎市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

②中核市移行の要件

中核市に移行する市が備えることとされる要件は、人口が「30万人以上であること」ですが、地方自治法の改正により、平成27年4月1日以降は、人口が「20万人以上であること」に緩和されます。これに併せて特例市制度は廃止されますが、すでに特例市である市は人口が20万人未満であっても、保健所を設置するなどの条件を満たせば、法律施行から5年間に限り特例として中核市への移行が認められることとなりました。本市は現在、人口が20万人を下回っていますが、この特例により中核市への移行を目指すことができます。

③中核市の処理する主な事務

中核市に移行することにより、県から移譲される事務は以下のようなものがあります。

行政分野	主な事務
民生行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付 ・民生委員の定数決定、研修 ・保育所、障がい者福祉サービス事業者、介護サービス事業者に対する指導監査
保健衛生行政に関する事務 (保健所を設置して処理する事務)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延防止対策 ・H I V検査及び性病予防 ・特定疾患(難病)対策 ・精神保健相談 ・未熟児や身体障害児、小児慢性特定疾患児などに対する専門的相談・支援 ・飲食店などの営業許可・監視指導 ・旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可・監視指導 ・理・美容所、クリーニング所の開設届出受理・監視指導 ・病院、診療所、助産所の開設届の受理・監視指導 ・狂犬病の予防対策、負傷犬・ネコの収容 ・保健衛生に関する各種統計 ・浄化槽の保守点検業務の登録
環境行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設、収集運搬業の許可 ・一般廃棄物処理施設設置の許可 ・使用済自動車の再資源化等に係る業者の登録受付
都市計画・建設行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限
文教行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 ・重要文化財の現状変更の許可

(3) 地方中枢拠点都市

①地方中枢拠点都市の目的

我が国の総人口は、今後、過去に類を見ない勢いで急激に減少することが見込まれていますが、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成することが地方中枢拠点都市圏構想の目的です。

②地方中枢拠点都市の要件

地方中枢拠点都市となるためには、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

ア 政令指定都市又は中核市であること

イ 昼間人口を夜間人口で除して得た数値がおおむね1以上であること(平成22年国勢調査で本市の数値は1.0365)

ウ 三大都市圏の区域外に所在すること

③地方自治法上の連携協約の活用

地方中枢拠点都市圏は、地方中枢拠点都市となる圏域の中心市と近隣市町村が、連携協約を連携することにより形成される圏域のことです。

連携協約を締結することとは、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことで、協約を締結した市町村は、政策を実行する義務を負うことと紛争が生じた場合第三者による迅速・公平な解決方法が示されることが制度的に担保されることから、継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができるようになります。

④地方中枢拠点都市の取組

地方中枢拠点都市には、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、以下ア～ウの3つの役割を果たすことが必要とされます。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引します。

【地域の実情に応じた事例】

- ・産学金官民一体となった経済戦略の策定
- ・地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進など地域経済の裾野拡大
- ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催などの戦略的な観光施策 など

イ 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築します。

【地域の実情に応じた事例】

- ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療などの高度な医療サービスの提供
- ・高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
- ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成を行える環境整備 など

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応します。

【地域の実情に応じた事例】

- ・地域医療、介護、災害対策、環境など、生活機能の強化
- ・地域公共交通機関、ICTインフラ整備、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消など、結びつきやネットワークの強化
- ・人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村の職員等の交流など、圏域マネジメント能力の強化 など

特に圏域全体の経済成長のけん引役や高次の都市機能の集積の役割は、主に地方中枢拠点都市が中心となって実施することになりますが、地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要です。

また、地方中枢拠点都市と連携する市町村との丁寧な調整を担保するため、互いの首長が定期的に協議を行うことを規定します。

3 中核市移行の目的と課題

本市は、平成17年に特例市に移行し、都市計画や環境分野の一部の事務権限を県から移譲されました。地方分権を推進し、市の自主性をより一層高め、市民の身近なところで多くの行政サービスを行うことにより市民福祉の向上を図ることが、本市が掲げる「いつまでも暮らしたい、だれもが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に繋がります。

(1) 中核市となる意義

中核市になると、これまで県が行っていた市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境・都市計画などの分野で多くの事務が市に移譲されます。このことにより、次のような効果が期待できます。

①市民サービスの向上

これまで本市で申請を受け県が行っていた事務を市が一括して行うことにより、事務処理時間が短縮され、事務の効率化が図れます。また、様々な届け出の受理などを総合支所でも行えるようにすることにより、市民サービスの向上を図ります。

【想定される事例】

- ・身体障害者手帳等の交付主体が県であるため、これまで市で申請を受けて県に進達した後、市をとおして申請者に交付されていたものが、市が一括処理できるようになるため、交付までの期間が短縮されます。
- ・民生委員の定数決定や研修を市が行うことになり、地域に密着した民生委員活動を展開することができます。
- ・県費負担教職員の研修を市が行うため、市の実情や課題に合わせた、本市の児童生徒や保護者の信頼に応える指導力を教職員が持つための研修が展開できます。

②地域保健衛生の推進

本市が保健所を運営することで、保健、衛生に関する事務を一括して市が行うことになり、市民に分かりやすい、質の高いサービスを提供できるようになります。

【想定される事例】

- ・従来の母子保健業務に未熟児や障がいのある児童に対する支援を一元的に継続して提供することにより、地域保健の充実を図ることができます。
- ・乳幼児、成人を対象に行ってきた栄養指導や食生活改善指導を学校、事業所などを対象に、より専門的に提供することができます。

③特色ある個性豊かなまちづくりの推進

屋外広告物の規制などのまちづくりに関する権限が移譲されることにより、景観に配慮した個性あるまちづくりを行うことが可能になります。

④都市のイメージアップ

政令指定都市に次ぐ都市に位置づけられることにより、山陰地方を代表する拠点都市として知名度が上がり、交流人口の増加や企業立地の促進など地域経済の活性化とともに、市民に地域への愛着や誇りを持っていただける効果が期待されます。

⑤山陰東部圏域の発展に貢献

本市が中核市に移行することにより、地方中枢拠点都市となり都市機能を集積することにより、人口減少・少子高齢化が進行する社会においても山陰東部圏域の成長エンジンの役割を果たし、周辺の町と一体となった発展に寄与することが可能になります。

(2) 中核市移行に伴い生じる課題とその対応

中核市移行の課題として、保健所業務や産業廃棄物業務などの専門的な知識や経験が必要な分野の人材確保が挙げられます。さらに、専門性の高い事務は、事前に十分な研修が必要となります。これらのことから、中核市移行時にスムーズな引き継ぎが行えるよう、鳥取県と調整を行い、職員の研修や人材派遣などの協力を要請し対応していきます。

また、保健所の設置や業務量が増加することによる執務スペースの確保が必要なことから、現在取り組んでいる市庁舎整備と絡めて検討することとします。

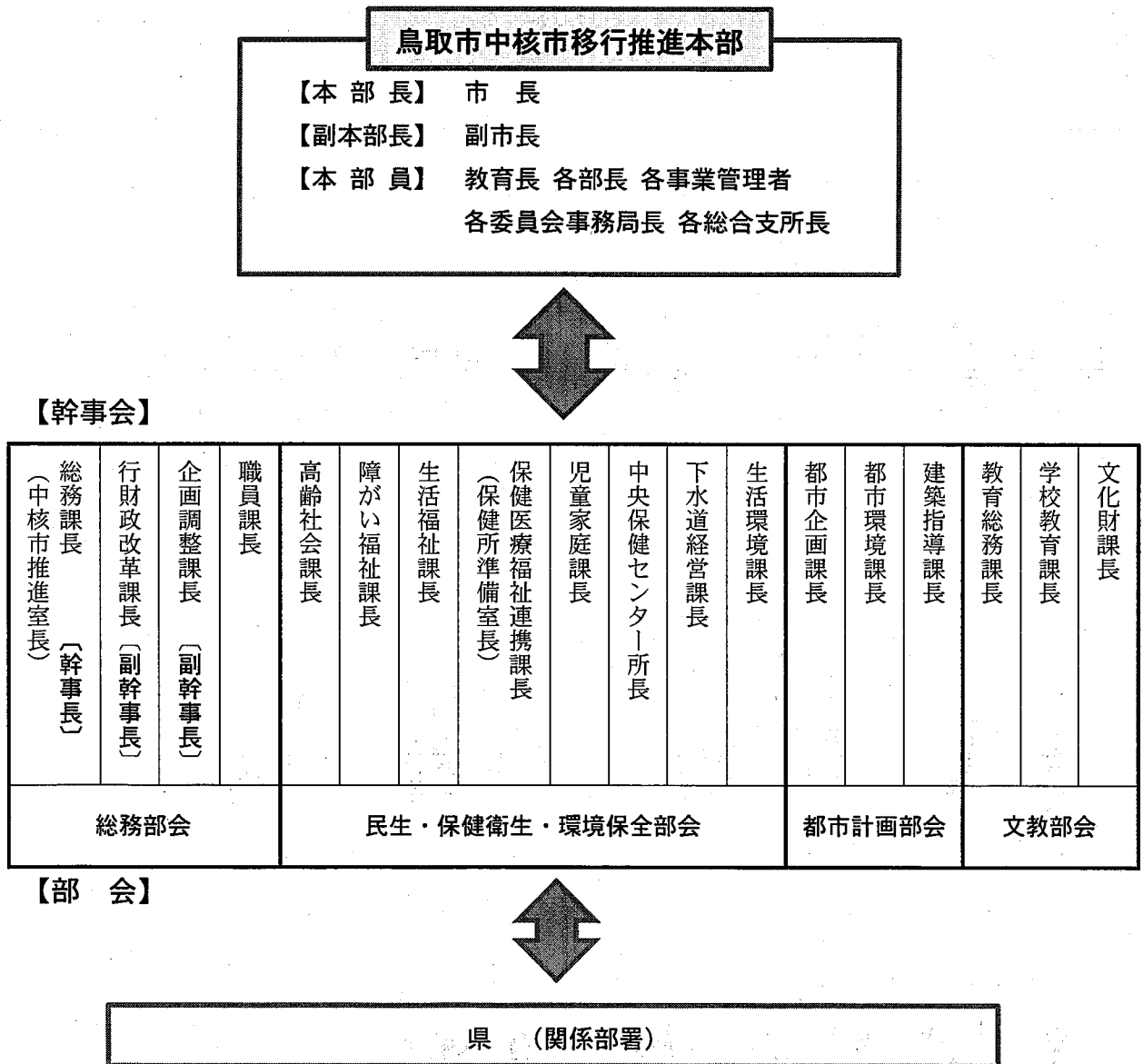
4 中核市移行に向けた推進体制

(1) 鳥取市中核市移行推進本部の設置

中核市へ円滑に移行するために必要な調査、課題の整理、関係部局間の調整を図るため、平成26年6月12日、市長を本部長とする「鳥取市中核市移行推進本部」（以下「推進本部」という）を設置しました。また推進本部の下に関係課（所）長で組織する幹事会を置き、所管する事業に応じて総務部会、民生・保健衛生・環境保全部会、都市計画部会、文教部会に分け、特定の分野に関する事務事業の調査、検討を行う体制を整備しました。

鳥取市中核市移行推進本部組織図

〔平成26年6月12日設置〕



(2) 推進組織の整備

中核市への移行を着実に推進するため、総務部内に新たに「中核市推進監」を配置するとともに、総務課内に「中核市推進室」を新設しました。また、中核市の要件となる保健所の設置を円滑に推進するため、健康・子育て推進局保健医療福祉連携課内に「保健所準備室」を新設しました。

(3) 鳥取県との連携

鳥取市の中核市移行を円滑に推進するため、平成26年8月4日、鳥取県と鳥取市で「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」（以下、「協議会」という）を設置し、①中核市移行を円滑に進めるための方針に関する事項、②中核市移行に伴う事務移譲の県市間の調整に関する事項、③その他中核市移行に関し必要な事項について協力して調整にあたることとしました。

協議会は鳥取県から統括監他関係部局長、鳥取市から副市長他関係部局長で構成し、オブザーバーとして鳥取県東部4町に出席を求めています。

鳥取市の中核市移行に向けた県・市の推進体制



5 中核市移行に向けた基本方針

(1) 地方分権の推進

我が国は、大都市への過度な人口や資本の集中により、全国的な少子高齢化・人口減少、地方の衰退という現実と直面しています。我が国が、現在の行政サービスを維持しながら持続的に成長していくためには、地方の活力を創造していくことが喫緊の課題です。これまでの地方自治の体制を転換し、住民生活に係る事務は住民に最も身近な基礎自治体が総合的に担えるよう国、都道府県、市町村の役割分担を見直し、地方の自立性を高め、個性と活力のある地方を創出していくことが必要です。

本市は、平成17年10月1日に特例市に移行し、県から環境やまちづくり等の分野の事務が移譲されました。さらに中核市になることにより民生、保健衛生、環境、文教など市民生活に身近な分野の事務の移譲を受けることができます。市民のニーズを直接施策に反映し、きめ細かな行政サービスの提供が可能になります。本市は、地方分権推進の観点に立ち、積極的に権限移譲の推進に努めます。

(2) 相乗効果による市民サービスの向上

現在、本市は、高齢者福祉、障がい者福祉、保健衛生、母子・子育て支援等々様々な分野で市民の直接窓口となっています。本市が中核市となり保健所を設置すると、専門職員の配置が充実することで、市民の初期段階の相談からより専門的な相談指導まで一貫した対応が可能になり、手続きの簡素化や個人々の事情に応じたきめ細かな対応、市民のニーズに応じた施策の充実等が可能になります。この他、環境やまちづくり、文教分野においても、より広範な権限が移譲されます。

これまでの市の権限に中核市の権限が加わることによる相乗効果を生み出して、より高いレベルのサービスに努めます。

(3) 事務移譲の範囲

中核市移行に伴う事務には、①中核市の事務として法令で規定されている「法定事務」、②中核市の事務に付随して対応すべき県の「関連法定事務」、③中核市の事務に関連して県が独自に実施している「自治事務」の3つに分類されます。これらの事務について、市民生活に影響を生じさせることがないよう、また、県と市全体の事務効率向上の観点から、市がセットで移譲を受ける方向で県と調整することを原則とします。

(4) 鳥取県東部4町に係る事務の扱い

現在、鳥取保健所（「東部生活環境事務所」及び「東部福祉保健事務所」）は、本市及び鳥取県東部4町を管轄区域としています。本市が中核市となり現在の鳥取保健所の管轄区域から抜けた場合、鳥取県及び鳥取県東部4町にとって事務効率やサービス水準を維持する上で影響が生じることになります。

県と市の二重行政を避け、東部圏域全体のサービス水準の維持、向上を図るうえで、鳥取県東部4町の保健所に関する事務については、鳥取県及び鳥取県東部4町と協議の上、鳥取県が本市に事務委託する方向で調整を行います。

(5) 事務調整の考え方

1) 財政の健全化の確保

本市は、厳しい財政環境に対処し、市民の視点に立った質の高い行政サービスを持続的に提供するため、昭和61年より数次にわたる行財政改革大綱を策定し、計画的な行政の運営に努めて来たところです。今後予測される人口減少による市税収入の減少や合併算定替えによる普通交付税の段階的な縮減という厳しい財政環境を十分に念頭に置きながら事務事業調整にあたる必要があります。

中核市移行に伴い増加する事務事業は、財源の確保と均衡するようセットで調整することを基本とします。

2) 職員定数の適正化

本市は、職員定数の管理に関して、第2次定員適正化計画の推進に努め、計画目標は順調に進捗しています。

中核市移行に伴う新たな事務に対処するために必要な人員は、定員適正化計画とは別枠で確保する必要がありますが、財政負担に配慮しつつも市民サービスを低下させることがないように、必要な専門職員の確保や職員の研修計画の作成等適正な職員数の把握に努めながら調整を進めます。

3) 事務効率の確保・向上

本市はこれまで、効率的な事務プロセスの実現に努めてきたところであり、現在市が行っている事務事業と新たに加わる中核市の事務とが相乗効果を発揮し、質の高い市民サービスが提供できるよう、申請手続きや事務手続きの簡素化、事務処理期間の短縮等、マイナンバー制度の活用も含めて、事務効率の確保・向上に資するよう調整を進めます。

4) 施設・設備の抑制

中核市移行に伴い必要となる施設や設備については、本市が現在取り組んでいるファシリティーマネジメントの方針を基に、新規の施設整備を抑制し、既存施設の活用を基本として調整を進めます。

(6) 鳥取県との事務事業調整の手順

1) 移譲事務の分類

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取県が実施している事務を、①中核市の事務とされる「法定事務」、②中核市の事務に関連する県の「関連法定事務」、③中核市の事務に関連して県が独自に行っている「自治事務」に分類し、実施効果を分析して権限移譲の方向性を判断します。

2) 東部4町に係る事務への対応

鳥取県東部4町の事務について、県から委託を受ける場合には、市民サービスへの影響、事務処理の効率性、財政への影響など総合的に判断して受託の是非、外部への再委託等、対応を検討します。

事務区分	関連自治体	対応方針①	対応方針②
法定事務	鳥取市に係る事務	市が実施	
		県へ委託（県に委託する方が効率理的な事務）	
		外部機関へ委託（外部に委託する方が効率的な事務）	
	4町に係る事務	市が受託（市で実施することが合理的な事務）	市が実施
		県が実施（県で実施することが合理的な事務）	外部へ委託
		4町へ権限移譲	
関連法定事務	鳥取市に係る事務	市に移譲（市で実施することが合理的な事務）	市が実施
		県が実施（県で実施することが合理的な事務）	外部へ委託
	4町に係る事務	市が受託（市で実施することが合理的な事務）	市が実施
		県が実施（県で実施することが合理的な事務）	外部へ委託
		4町へ権限移譲	
	県自治事務	鳥取市に係る事務	市に移譲（市で実施することが合理的な事務）
県が実施（県で実施することが合理的な事務）			外部へ委託
4町に係る事務		市が受託（市で実施することが合理的な事務）	市が実施
		県が実施（県で実施することが合理的な事務）	外部へ委託
		4町へ権限移譲	

6 鳥取県及び先進地の視察結果

(1) 鳥取保健所（「東部福祉保健事務所」、「東部生活環境事務所」）

本市を管轄している鳥取保健所の業務は「東部福祉保健事務所」と「東部生活環境事務所」が分割して所管しています。

1) 東部福祉保健事務所

「東部福祉保健事務所」は、児童福祉法等民生行政に関する事務の一部と健康対策や感染予防、医療、薬事等に係る保健衛生行政に関する事務の一部を所管、「鳥取保健所」「東部身体障害者更生相談所」「東部知的障害者更生相談所」を併設しています。

① 組織

課	係・担当		主な業務
福祉企画課	企画総務担当		庶務、民生・児童委員、母子・寡婦貸付金等
	指導支援担当		福祉サービス事業所、地域包括支援センター、保育所等
障がい者支援課	障がい者支援担当		身体障害者手帳、自立支援医療、発達障がい者支援等
	精神保健担当		精神保健福祉、ひきこもり対策、薬物依存相談等
健康支援課	医薬・疾病 対策担当	医薬担当	医療、薬事、毒劇物取締、地域保健医療計画推進等
		感染症・疾 病対策担当	感染症対策、健康危機管理、エイズ予防、難病対策等
	がん対策・健康づくり支援 担当		がん・認知症対策、栄養改善、歯科保健、母子保健等

② 所管する法令

民 生 分 野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 ・ 民生委員法 ・ 身体障害者福祉法 ・ 老人福祉法 ・ 老人保健法 ・ 母子及び寡婦福祉法 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 介護保険法 <p style="text-align: center;">等</p>	保 健 衛 生 分 野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律 ・ 予防接種法 ・ 医療法 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 歯科技工士法 ・ 臨床検査技師等に関する法律 ・ 薬事法 ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 ・ 健康増進法 ・ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律 <p style="text-align: center;">等</p>
------------------	---	----------------------------	--

③ 職員配置

職種	福祉企画課	障がい者支援課	健康支援課	合計
※医師	1			1
※社会福祉士	4	1		5
※障害者福祉士		2		2
心理判定員		1		1
※保健師		4	8	12
※薬剤師			2	2
※衛生技師（獣医）			1	1
※歯科衛生士			1	1
※管理栄養士			1	1
事務	10	1	4	15
小計	15	9	17	41
非常勤	5	2	5	12
合計	20	11	22	53

④ 施設の概要

所在 鳥取市江津 730

面積 約 1,800㎡

機能 事務室、会議室（大、中）

相談室（6室）：エイズ検査等に対応するため、プライバシーに配慮した待合スペースが必要

薬品保管室：劇薬の他、新型インフルエンザ等に対応するためのワクチンや予防薬の備蓄スペースが必要

倉庫：災害時の医療対応等に対応するためのテント、搬送器具などの収納スペースが必要

2) 東部生活環境事務所

「東部生活環境事務所」は、食品衛生や理容、飲食、クリーニング、鳥獣保護等に係る保健衛生行政の一部及び廃棄物対策や大気汚染防止等環境行政を所管しています。

① 組織

課	係・担当	主な業務
環境・循環推進課	廃棄物担当	廃棄物、不法投棄、産業廃棄物、PCB等
	環境衛生担当	環境団体、公害苦情、環境保全、理容・旅館等
生活安全課	動物・自然公園担当	自然公園内施設管理、鳥獣保護、鳥インフルエンザ等
	食品担当	食中毒、HACCP、JAS法、食品衛生許可等

② 所管する法令

保 健 衛 生 分 野	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 ・浄化槽法 ・興行場法 ・旅館業法 ・公衆浴場法 ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・理容師法 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・温泉法 ・化製場等に関する法律 ・クリーニング業法 ・狂犬病予防法 ・美容師法 <p style="text-align: right;">等</p>	環 境 分 野	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・土壌汚染対策法 ・都市計画法 ・景観法 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 <p style="text-align: right;">等</p>
----------------------------	--	------------------	---

③ 職員配置

職種		環境循環推進課	生活安全課	合計
衛生技師	※獣医師		3	3
	※薬剤師		2	2
	衛生技師	11	4	15
	農林技師		1	1
農林技師（土木）			2	2
事務		4	2	6
小計		15	14	29
非常勤		1	5	6
合計		16	19	35

④ 施設の概要

所在 鳥取市立川町六丁目 176

面積 約 500m²

機能 事務室、会議室、相談室、所長室、倉庫

【参考】犬猫管理所（松並町） 約 110m²

(2) 枚方市

枚方市は、大阪府北河内地域に位置する人口 404,592 人(平成 26 年 7 月現在)、面積 65.08 km²の市です。京都府と・奈良県との府県境に位置し、京街道の宿場町として、北河内地域の中核的な都市として発展してきました。

枚方市は、平成 23 年 2 月に市長が中核市移行に向けた方針を示してのち、5 月に大阪府知事への協力を要請(正式表明)し、府との協議、職員の研修派遣等を経て、平成 25 年 8 月に中核市指定を総務大臣に申し出、11 月に国の政令公布となり、平成 26 年 4 月から中核市へ移行しました。

○枚方市の中核市移行にあたっては、府からの保健所無償譲渡、初期経費として支給される振興補助金、高額検査機器の購入、府職員の派遣など、大阪府が全面的に協力しています。なお、新枚方市保健所の管轄は枚方市のみ。

① 中核市への移行に伴い、府から引き継いで枚方市が実施する主な事務

事務内容	移譲事務項目数・区分内訳		主な事務
民生行政に関する事務	419	法定移譲事務 409 単独事務 10	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉審議会の設置・運営 ・母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付 ・民生委員の定数の決定、研修・指導
保健衛生行政に関する事務(保健所を設置し、処理する事務)	911	法定移譲事務 805 単独事務 31 特例条例 75	<ul style="list-style-type: none"> ・結核、新型インフルエンザ等感染症の予防 ・特定疾患対策 ・精神保健相談 ・飲食店などの営業許可・監視指導 ・理・美容所、クリーニング所の開設届出受理、監視指導 ・狂犬病予防対策、負傷犬・猫の収容 ・保健衛生に関する各種統計 等
環境保全行政に関する事務	225	法定移譲事務 200 単独事務 25	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物や産業廃棄物処理施設設置の許可・監督 ・PCB 廃棄物の処理に関する監督・指導
都市計画・建設行政に関する事務	221	法定移譲事務 218 特例条例 3	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体への移行に伴う景観計画の策定 ・屋外広告物の市独自の設置制限 ・サービス付高齢者向けの住宅事業の登録
文教行政に関する事務	9	法定移譲事務 9	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校園の府費負担教職員の研修 ・重要文化財の現状変更等の許可

その他の事務	1	法定移譲事務 1	・身体障がい者が郵便などによる不在者投票を行うために必要な証明書の交付
合計	1,786	法定移譲事務 1,642 単独事務 66 特例条例 78	

② 事務の種別と財源について

区分	事務種別	説明	主な財源
中核市関係	法定移譲事務	法律の定めにより中核市が実施するもの	地方交付税
	府特例条例事務	法定移譲事務に関連した事務として事務移譲されたもの	交付金
	府単独事務		市一般財源 (一部、委託金)

③職員派遣研修

長期事前研修として、各職種（事務職 2、獣医師 3、薬剤師 4、精神保健福祉士 1、保健師 5）の職員を府に派遣し、平成 25 年度に 1 年間の研修を実施されています。（管理栄養士については 6 か月間）

(3) 越谷市

越谷市は、埼玉県の南東部に位置する人口 332,045 人（平成 26 年 7 月現在）、面積 60.31 ㎢の市である。江戸時代には、日光街道の宿場町として栄え、県南東部の中核的な都市として発展してきました。

越谷市は、平成 22 年 11 月に市長が中核市移行を表明してのち、平成 23 年 6 月に埼玉県知事への協力を要請（正式表明）し、県との協議、職員の研修派遣等の実施、保健所関係では、設置基本計画の策定や工事設計も併せて行い、これらの経過を経て、平成 25 年 6 月には保健所建設工事に取り掛かっています。（平成 26 年 10 月竣工予定）

平成 26 年 8 月に総務大臣への中核市指定の申出を予定、10 月ごろの国の閣議決定・政令公布を見込んでおり、平成 27 年 4 月中核市へ移行、越谷市保健所開設を目指しています。

○越谷市の中核市移行にあたっては、市の保健所を新設しています。

なお、新越谷市保健所の管轄は越谷市のみ。

県内では越谷市に先立ち、川越市が中核市に移行していたため、県からの事務移譲は川越市を基本に協議されたとのこと。なお、と畜場を設置するため、獣医師採用数が他の自治体に比較して多くなっています。

① 中核市への移行に伴い、県から引き継いで越谷市が実施する主な事務

事務内容	移譲事務項目数・区分内訳	主な事務
民生行政に関する事務	374 法定移譲事務 340 補助要綱関連 20 単独事務 14	・社会福祉審議会の設置・運営 ・母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付 ・民生委員の定数の決定、研修・指導
保健衛生行政に関する事務（保健所を設置し、処理する事務）	1,093 法定移譲事務 667 補助要綱関連 208 単独事務 218	・結核、新型インフルエンザ等感染症の予防 ・特定疾患対策 ・精神保健相談 ・飲食店などの営業許可・監視指導 ・理・美容所、クリーニング所の開設 ・届出受理、監視指導 ・狂犬病予防対策、負傷犬・猫の収容 ・保健衛生に関する各種統計 等
環境保全行政に関する事務	201 法定移譲事務 184 単独事務 17	・一般廃棄物や産業廃棄物処理施設 設置の許可・監督 ・PCB 廃棄物の処理に関する監督・指導
都市計画・建設行政に関する事務	96 法定移譲事務 96	・景観行政団体への移行に伴う景観 計画の策定

			<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の市独自の設置制限 ・サービス付高齢者向けの住宅事業の登録
文教行政に関する事務	13	法定移譲事務 13	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校園の県費負担教職員の研修 ・重要文化財の現状変更等の許可
その他の事務	3	法定移譲事務 3	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が郵便などによる不在者投票を行うために必要な証明書の交付
合計	1,780	法定移譲事務 1,303 補助要綱関連 228 単独事務 249	

② 事務の種別と財源について

区分	事務種別	説明	主な財源
中核市関係	法定移譲事務	法律の定めにより中核市が実施するもの	地方交付税
	県特例条例事務	法定移譲事務に関連した事務として	交付金
	県単独事務	て事務移譲されたもの	市一般財源(一部、委託金)

③職員派遣研修

長期事前研修として、平成 25・26 年度の 2 か年で各職種 (H25 事務職 2、獣医師 8、薬剤師 3、保健師 1、産廃関係技術職 1、期間は 1 年) (H26 事務職 9、現業職 1、獣医師 12、薬剤師 5、保健師 3、精神保健福祉士 1、期間は 2 か月～1 年) の職員を県に派遣し、研修を実施されています。

中核市移行に向けた先進市視察の結果について

	越谷市	枚方市
市の概要	人口 326,313人 (H22 国勢調査) 面積 60.31km ²	人口 407,978人 (H22 国勢調査) 面積 65.08km ²
移行までの機関	4年5か月 (H22年10月～H27年4月1日)	3年1か月 (H23年2月～H26年4月1日)
移譲事務量	法令・政令による移譲事務 1,303件 補助要綱関連の移譲事務 228件 県単独事業の移譲 249件 合計 1,780件	法令・政令による移譲事務 1,642件 補助要綱関連の移譲事務 78件 県単独事業の移譲 66件 合計 1,786件
県・市の事務事業調整、体制	H23.4 事務担当者連絡会設置 県が提示した大阪府の資料を基に総務省・厚労省の調査票を作成 県窓口 → 地域政策課、市町村課、地域振興センター 市窓口 → 中核市推進室、保健所準備室、行政管理課	府は府内に中核市移行支援連絡調整会議を設置 H24以降は特定の形式をとらず県・市の各課で調整 保健所は、枚方市保健所移管WGで県・市で協議継続 県窓口 → 市町村課 市窓口 → 中核市準備課、保健所準備課 (H23は企画課が担当)
研修計画、人事交流	準備段階で、県から市の保健所準備室に1名(主査)派遣 中核市移行前のH25、26年度に新採の専門職員を県に派遣	H25年度、大阪府へ1年研修派遣(薬剤師、獣医師の7人)
職員採用計画	H24年度に37名分の定数条例改定。 最終的な増員は70人から80人。うち、保健所は59人 保健所職種： 医師2、薬剤師10、獣医師24、保健師7、 精神保健福祉士2、事務職12、現業2	必要増加人員 67人(うち新規採用17人) 保健所は保健センターを含めて107人の体制 医師1、獣医師4、薬剤師15、保健師54、看護師1、 放射線技師1、管理栄養士3、保育士4、歯科衛生士3、 心理相談員3、事務13等
施設・設備	元々庁舎が手狭であったため第三庁舎新設、保健所は新設、教員研修施設は別途空小学校を改修。 保健所の設備は市で整備、高価な検査機器は外部委託	施設・設備・検査用品等は大阪府が無償譲渡
保健所の管轄エリア	越谷市単独	中核市移行以前から枚方市単独